

雲南広域連合からの周知事項について

1. 各種届出の提出について
2. 電子申請・届出システムについて
3. 運営指導について
 - 1) 令和7年度の実施実績について
 - 2) 令和7年度の主な指摘事項等について
 - 3) 令和8年度の実施予定について
4. 総合事業について
5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて
6. その他

1. 各種届出の提出について

各種届出の提出期限等は下表のとおりです。

指定申請等届出様式は**新様式に変更**しています。(ホームページに掲載しています。)

各種提出は「**電子申請・届出システム**」でお願いします。

指定更新	各事業者で指定有効期限を今一度ご確認ください。 有効期間満了日の前月末までに提出してください。
変更届	変更後 10日以内 に提出してください。
加算届	異動年月日の属する月の前月 15日まで に提出してください。
休止・廃止届	予定の1か月前までに提出してください。 ※休止中のまま、指定更新を行うことは出来ません。
再開届	開始日から 10日以内 に提出してください。

1. 各種届出の提出について

介護職員等処遇改善加算についての加算届は下記のとおりです。

①令和8年4月又は5月から新規に加算算定を開始する場合又は加算区分を変更する場合	4月15日
②令和8年6月から新設された加算区分(加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱイ、加算Ⅱロ)を算定する場合	5月15日
③新たに介護職員等処遇改善加算の対象となるサービス(訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)が令和8年6月以降から算定する場合	6月15日

※介護職員等処遇改善加算以外の加算に関する体制届の提出期限は、原則とおりです。

※令和8年6月以降の加算の算定に係る様式は、4月中旬頃に雲南広域連合ホームページに掲載します。

※ ③に該当する事業所は、加算届の提出を必ずしてください。

2. 電子申請・届出システムについて

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求(加算届出を含む。)に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請・届出システム」を運用開始しています。

雲南広域連合でも、「電子申請・届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始しています。

電子申請・届出システムを利用するためには、GビズIDアカウントの取得が必要です。
アカウントの取得は2週間程度かかりますので、お早めにご準備ください。

令和8年4月1日より、原則「電子申請・届出システム」での提出とさせていただきますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

■「電子申請・届出システム」の詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

[【介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入・文書標準化\(厚生労働省\)】](#)<外部リンク>

■「電子申請・届出システム」は、以下のリンクからご利用ください。

[【電子申請・届出システム】](#)<外部リンク>

■「GビズID」については、以下のリンクからご確認ください。

[【GビズID】](#)<外部リンク>

3. 令和7年度運営指導について

1) 令和7年度の実施実績について

下記の事業所について運営指導を実施しました。
お忙しい中ご対応いただきありがとうございました。

事業種別	実施事業所数
地域密着型 小規模多機能型居宅介護	5事業所
地域密着型 通所介護	4事業所
地域密着型 認知症対応型共同生活介護	2事業所
居宅介護支援	3事業所
基準該当サービス	1事業所

3. 令和7年度運営指導について

2) 令和7年度の主な指摘事項等について

① 個人情報利用の同意について

事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないとされています。

実情に合わせて利用者及び家族から個人情報の利用同意を得ておくこととしてください。

〔指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条第33項準用〕

～個人情報取扱いについて～

介護関係事業者は、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知りうる立場にあり、個人情報の適正な取扱いが求められる分野です。

各事業所においては、「個人情報の保護に関する法律」や「個人情報の保護に関する基本方針」「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要があります。

利用同意はもちろんのこと、保有している個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を必ず講じてください。

3. 令和7年度運営指導について

2) 令和7年度の主な指摘事項等について

②サービス提供記録について

提供した具体的サービス内容等の記録がされていない事例が見受けられたため、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。

サービス提供時間(送迎の到着、送迎の出発時間)がわかるよう明記してください。また、送迎を行わなかった場合もその旨の記載をしてください。

[指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の18]

3. 令和7年度運営指導について

2) 令和7年度の主な指摘事項等について

③アセスメントについて

通所介護計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したものを作成しなければならないとされています。

ケアプランが見直された際などアセスメントを行ったことがわかるよう
記録の整備を行ってください。

〔指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準第27条〕

3. 令和7年度運営指導について

3) 令和8年度の実施予定について

≪実施予定事業所≫

【地域密着型 通所介護】	【居宅介護支援事業所】	【地域包括支援センター】
地域密着型通所介護 仁多デイサービスセンター	仁多福祉会 居宅介護支援事業所	雲南市地域包括支援センター
ふれあいセンター 通所介護事業所	居宅介護支援事業所 おおぎ	奥出雲町地域包括支援センター
	かも福祉会 居宅介護支援事業所	飯南町地域包括支援センター
	居宅介護支援事業所 かけや	
【看護小規模多機能型居宅介護】	【基準該当 訪問介護】	
とちのみ	訪問介護事業所 えん	
【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】		
奥出雲特別養護老人ホーム あいサンホーム		

※日程や事前提出物については、運営指導実施の1ヶ月程度前にお知らせします。

介護サービス事業所には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。〔介護保険法第115条の32〕

**年に1回は人員配置や加算要件などの確認を行い、
適正に算定できているか自己点検をお願いいたします。**